

法学研究科

人材養成に関する目的その他教育研究上の目的

法学研究科

法学研究科には、法学研究コースと法学専修コースが設けられている。法学研究コースの目的は、基本的に大学教員を中心とする研究者の養成にあるが、博士前期課程修了後に、企業や官公庁の法務担当などの専門職に就く道も開かれている。法学専修コースは、主に社会人を対象として、専門知識に関するスキルアップを目的としている。学部や専門職大学院では、現行法の解釈や運用の実態を学び、法技術を習得することに主眼が置かれるのに対し、両コースでは、こうした法知識の習得を前提としつつ、さらに「法」をめぐる「知の探究」が求められることになる。博士後期課程では、課程博士論文の作成を指導し、大学教員など法学研究者の養成を目指す。

公法学専攻

公法学専攻の博士前期課程では、法学研究コースと法学専修コースを設置し、それぞれ基礎となる実定法分野の科目のみならず先端分野の多様な科目を修得させ、自立した法学研究者及び高度専門職業人の養成を目的とする。博士後期課程は、法学分野での自立した研究者の養成を目的としており、先端分野の科目や比較法・基礎法の多様な科目を修得させ、広範な知識と独創性を持った研究者の養成を目指す。

民事法学専攻

民事法学専攻の博士前期課程では、法学研究コースと法学専修コースを設置し、民法・商法等の実定法科目のみならず先端分野・基礎法分野の多様な科目を修得させ、研究者及び法学領域の専門性を要する職業等に必要なる能力を養成することを目的とする。博士後期課程は、先端科目や比較法・基礎法の多様な科目を修得させ、法学分野の研究者として自立して研究活動を行うために必要となる高度な研究能力と、その基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

カリキュラムの概要

法学研究科は標準修業年限5年の博士課程であり、その課程を標準修業年限を2年とする博士前期課程（いわゆる修士課程）・博士後期課程（いわゆる博士課程）に区分している。

博士前期課程（修士課程）2年を修了すると「修士（法学）」、博士後期課程（博士課程）3年を修了すると「博士（法学）」の学位がそれぞれ授与されることになる。

博士課程（5年）

博士前期課程 (*Master course of Law*) 2年

博士後期課程 (*Doctoral course of Law*) 3年

研究科における最近特筆すべき取り組み

博士前期課程

～目的に応じたコース選択～

博士前期課程（標準修業年限を2年とするいわゆる修士課程）では、2004年の法科大学院の開講に伴う改変を行い、現在以下の2コースにおいて研究指導を行なっている。下記のいずれかのコースを修了した場合、修士（法学）の学位が授与される。

～創造性ある人材の育成～

法学研究コース（法律学をより深く学んで、将来研究者になろうと考えている人のための研究指導を行なっている。）

法学研究コースにおいては、法律学をより深く学んで研究者となろうと考えている者のための指導を行っている。

このコースにおいては、法学の領域を公法学専攻と民事法学専攻の2つの専攻に分け、それぞれの専攻について法律学の研究に必要な多くの専修科目を配置し、研究指導を行っている。

なお、近時は、法情報学、環境法、アジア法、金融取引法、国際取引法、知的財産法、EU法等に対する社会的要請が高まっていることから、法学研究科においてはこれからの科目についても開講し、また開講のための準備を進めている。

また、外国人留学生の受入れを念頭に、英語による講義科目の設置についても、準備を進めている。

公法学専攻及び民事法学専攻とも、それぞれの法領域において優れた研究業績を有する多彩な教授陣を擁し、研究指導にあたり、研究指導に際しては、学生の自由と個性を尊重し、その学問的自覚に待ちつつ、学問の厳しさに気付かせるということを心がけている。

なお、博士前期課程では、修士論文のスムーズな作成のためガイドラインを定めて、論文作成のスケジュールを示して、研究指導体制の充実に努めている。

法学研究科は、以上のような研究指導をとおして、国際性豊かで人権意識が鋭く、しかも創造性に富んだ有能な人材の養成に努めている。

法学専修コース（法曹実務家、法学に関する専門知識を有する職業人として、今日要請されている広範な特定科目を設置している。社会人にも入学が可能なように平日午後及び夜間・土曜を中心に開講し最短2年で修士（法学）の学位取得を目指せるように工夫されている。）

2003年度新設された法学専修コース（博士前期課程）は、法学に関する高度な専門知識を有する社会人・職業人の養成を目的としたコースである。

このコースは法学部で目指す資格試験、たとえば労働基準監督官・不動産鑑定士・司法書士等を目指すに都合のよい科目を設置、「経済・社会と法」、「企業法務と国際化」、「比較法文化論」の3つの「特定課題研究」に区分され、院生は、この中からさらに具体的な自己の専修科目を指定し、研究活動を行なう。

本コースでは社会人学生の便宜も考慮して、平日午後及び夜間・土曜を中心に開講し最短2年で修士（法学）の学位取得を目指せるように工夫されている。

また、学部卒業後、未だ社会的実務経験のない方にも門戸が開放されている。

※法学研究科には社会人入試はないが、博士前期課程法学専修コースでは、ある一定の条件を満たせば入学試験の第一次（筆記）試験免除を受けることが可能である。

～法学のスペシャリスト，優れた研究者の育成～

博士後期課程（標準修業年限を3年とするいわゆる博士課程）では，指導教員による必要な研究指導を受けたうえ，専修科目によって博士学位請求論文を作成するものとする。課程博士の学位授与の促進のため，ガイドラインを定めて，論文作成のスケジュールを示して，研究指導体制の充実に努めている。博士後期課程を修了した場合，博士（法学）の学位が授与される。

2004年度に法科大学院が設置されたが，法科大学院は，法曹養成に特化した実践的教育を行う専門職大学院であるのに対し，既存の法学研究科は，法学研究者養成をその主たる目的としている。したがって，両者はその目的を異にしており，それぞれの目的達成に向けて努力することが望まれている。しかし同時に，両者はその目的追求の過程で相互に重なり合い，交差する課題を少なからず共有しており，法科大学院から本学法学研究科博士後期課程への進学の道も現に開かれている。両者が相互に連携することが必要があると思われる。

カリキュラムの概念図

